

## 東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町の水田におけるジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除に要する経費を補助することで、ジャンボタニシによる食害を防止することを目的として、予算の範囲内において交付する東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において水稻の耕作を行っていること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、町内の水稻を作付けしている水田において、事業を実施する日の属する年度の4月から9月までに、ジャンボタニシを防除するための薬剤（石灰窒素を除き、当該水田に係る散布に適切な量に限る。以下同じ。）を散布する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る薬剤の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を実施した日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業報告書（様式第2）
- (3) 町税納付状況確認同意書（様式第3）
- (4) 薬剤を購入したことが確認できる書類（薬剤名、個数及び単価が記載されたもの）
- (5) 補助対象事業を実施したことが確認できる写真
- (6) 農業者団体にあつては、規約及び構成員名簿
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、1ほ場1年度につき1回限りとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第4)を、適当でないと認めるときは東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金不交付決定通知書(様式第5)を申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第8条 交付事業者は、東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金請求書(様式第6)に振込先の口座番号等が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付事業者に交付金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

様式第1（第6条関係）

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は代表者氏名)  
連絡先

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金の交付を受けたいので、東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

(1) 補助対象事業費 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第2（第6条関係）

事業報告書

1 散布水田一覧

| 農地地番 | 面積（㎡） | 散布資材名 | 散布済資材数<br>（袋数又はkg） | 散布日 |
|------|-------|-------|--------------------|-----|
|      |       |       |                    |     |
|      |       |       |                    |     |
|      |       |       |                    |     |
|      |       |       |                    |     |
|      |       |       |                    |     |
|      |       |       |                    |     |
| 合計   |       |       |                    |     |

様式第3（第6条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は氏名)  
連絡先

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金の交付申請に当たり、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります（手数料 円）。

|  |             |
|--|-------------|
| <u>処理欄（申請者は記入不要）</u>                     |             |
|  | 年 月 日       |
| 課長 様                                     | 課長          |
| 上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。 |             |
| -----                                    |             |
| 【 課職員確認欄】                                |             |
| 上記申請者について、町税の未納が                         | ない ことを確認した。 |
|  | ある          |
| 年 月 日                                    | 確認者 _____   |

注) 記入に当たっては、滞納がある者のみ「ある」に○を記入し、それ以外の者（転入者、未申告者等の課税がない者を含む。）は、「ない」に○を記入してください。

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交付決定通知書兼額の確定通知書  
年 月 日付けで申請のあった東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金に  
ついて、下記のとおり交付することを決定しました。

記

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由

様式第6（第8条関係）

年 月 日

東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金請求書

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は氏名)  
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町  
ジャンボタニシ防除対策補助金について、東浦町ジャンボタニシ防除対策補助金交  
付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付金の請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

| 金融機関名  | 銀行<br>金庫<br>農協        |      | 本支店名 | 店 |
|--------|-----------------------|------|------|---|
| 預金種別   | 1 普通<br>2 当座<br>3 その他 | 口座番号 |      |   |
| (フリガナ) |                       |      |      |   |
| 口座名義人  |                       |      |      |   |